

監査結果公表第27-21号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成28年3月31日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	土井田隆行
同	吉村和三治

記

1 措置の通知

平成27年度定期監査（学校園）の結果に対する措置の通知
平成28年3月15日付け 八教生教政第181号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 27 年度学校園定期監査の結果に対する措置の内容

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 独立行政法人日本スポーツ振興センター事務について</p> <p>(1) 年度途中に加入した児童等の保護者から徴収した掛金の取扱いについて、事務要項では年度末に市へ納入するように定められているが、できるだけ速やかに納入するよう、事務要項の改定を検討すること。</p>	措置状況	2. 措置予定
<p>(2) 徴収した掛金については、スポーツ振興センターの給付金口座に入金し、金額を明らかにしておくこととなっているが、当該口座に入金することなく市へ納入しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 11 月 19 日)
<p>2 学校給食費関係事務について</p> <p>金銭出納簿において会計責任者の確認がされていないものが見受けられたので、八尾市学校徴収金等取扱要綱に基づき適切な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 8 月 31 日)
<p>3 中学校ミルク給食関係事務について</p> <p>ミルク給食の申込書控が確認できないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 12 月 24 日)
<p>4 修学旅行・林間学舎等関係事務について</p> <p>(1) 修学旅行の費用の支払いについて、職員の費用を生徒の積立口座から立替払いし、後日同口座に入金しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 12 月 24 日)
<p>(2) 前金払を行っているものについて、金額や支払時期を定めた書面がないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 12 月 24 日)
<p>(3) 仕様書を作成せずに見積書を徴取しているものや、見積書の提出日等記載の内容が適切でないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 28 年 1 月 14 日)
	<p>見積書徴取の際に、業者に対し学校としての方針や条件等を明示できるよう、事前に仕様書を作成するよう改めました。</p> <p>また、見積書が提出された際には、記載内容を十分確認し、不備のない見積書を徴取するよう、事務処理を改めました。</p>	

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
(4) 業者選定に際し、最低金額を提示した業者ではない他の業者を選定している場合において、その選定経過、理由等を明らかにした文書を作成していないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 12 月 28 日)
		業者選定について、最低金額ではない業者を選定する場合は、選定過程、理由等を付した文書を作成、保存するよう改めました。
5 アルバム制作関係事務について (1) 仕様書を作成せずに見積書を徴取しているものや、業者選定に係る書類が確認できなかったもの、支払に関して請求書等の保存がされていないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済(平成 28 年 1 月 14 日)
		仕様書や業者選定理由等に係る書類については、作成するよう改めるとともに、請求書等必要書類についても適切に保存するよう改めました。
(2) 業務選定理由書において、最低金額を提示した業者ではない他の業者を選定しているが、選定理由が具体的でないものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済(平成 28 年 1 月 14 日)
		業者の選定にあたっては、選定理由及び選定に至る経過を具体的に記載した文書として保存するよう改めました。
6 学校園への委託事業に係る事務について 土曜スクール(地域に開かれた学校づくり)事業等に係る業務完了届について、提出日等の日付を記載せずに教育委員会へ提出しているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済(平成 28 年 1 月 26 日)
		業務完了届について、業務完了日及び提出日を記載し、教育委員会に提出するよう改めました。
7 備品の管理について 備品台帳から抽出し現品と照合したところ、所在が確認できないものや備品シールが貼付されていないもの等が見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 12 月 24 日)
		現品がないものについては廃棄処分を行い、備品シールが貼付されていないものについては貼付しました。また、今後は年 1 回備品台帳と現品を照合し、備品シールの貼付確認等を含め適切な備品管理を行うよう改めました。
8 その他 (1) 学校徴収金等の出納を行うための預金口座において、過年度に発生した預金利息等を毎年繰り越されているものが見受けられたので、管理する預金口座の状況を確認し、繰越が生じているものの取扱いについて、適切な事務処理を行うこと。	措置状況	1. 措置済(平成 28 年 1 月 13 日)
		預金口座の状況を確認し、口座に残っていた過去の預金利息等については全て出金し、市の歳入とするなど適切な処理を行いました。

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>(2) 私用電話料については、毎月教育委員会から全学校園に照会し、学校園で私用電話料報告書を作成し、報告することとしているが、実績がない月においても報告書を提出させている。携帯電話の普及等により、かねてより実績がないケースが多く見受けられるため、事務効率の観点から処理方法について検討すること。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 27 年 12 月 10 日)
	<p>私用電話料の利用実績がある月のみ、学校園から教育委員会に私用電話料報告書を提出するよう改めました。</p>	